

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（2件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（区部）
- (2) 職 名 主幹教諭
- (3) 年 齢 53歳
- (4) 性 別 女

2 処分の程度

減給10分の1 6月

3 発令年月日

令和7年4月23日

4 処分理由

令和2年10月2日から令和4年10月21日までの間に、自宅から勤務校近くの時間貸駐車場までの区間において、同校校長に届け出た通勤届と異なる通勤経路及び方法である自家用自動車による通勤を行い、通勤手当472,230円を不正に受給するなどした。

II

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 44歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

減給10分の1 1月

3 発令年月日

令和7年4月23日

4 処分理由

扶養手当の受給事由が消滅したにもかかわらず、令和2年11月5日から令和4年7月1日までの間、扶養親族（異動）届を提出せず、扶養手当計360,000円を不正に受給するなどした。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課

電話 03-5320-6798（直通）